

地方一般財源の総額確保について

【担当省庁】総務省、財務省、文部科学省

地方財政においては巨額の財源不足が続いており、平成31年度地方財政計画では折半対象財源不足額が解消されたものの、地方の財源不足額はなお4兆円を超える規模となっていることから、地方交付税総額を確保するよう、地方交付税の法定率引上げなどによる交付税総額を確保していただきたい。

また、令和2年度以降も、地方が安定的・計画的な財政運営を行いながら、地域の実情に応じ、地方創生、子ども・子育て支援、人材確保対策などの課題解決に取り組めるよう、地方単独事業も含め、必要となる歳出を適切に把握した上で地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方一般財源の総額を確保していただきたい。

さらに、地方法人課税のあり方の見直しによる税源の偏在是正措置として実施される法人住民税の一部地方交付税原資化（平成28年度税制改正）及び特別法人事業税（平成31年度税制改正）の創設により生ずる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することにより、確実にその財源全てを地方のために活用されたい。

法人事業税の収入金額課税制度は、受益に応じた負担を求める課税方式として地方税収の安定化に大きく貢献していること、大規模発電施設は周辺環境への負荷が大きく多大な行政サービスを受益していることから、現行制度を堅持していただきたい。

ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しているものであり、現行制度を堅持していただきたい。

また、令和2年4月からの会計年度任用職員制度の導入に当たっては、新たに制度化された期末手当の支給に必要な財源について、確実に地方財政措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

地方一般財源の総額は、経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）において、令和元年度～3年度の目安として「2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされたところ。

地方の一般財源総額については、増え続ける社会保障関係経費の伸びを、給与関係経費や公債費などの減少により吸収してきたものであり、このような対応は限界にきている。また、国の法令等の関与により義務的に発生する経費が歳出の大部分を占める現状の中、真に地方が使える財源は限られている。

■会計年度任用職員制度

地方公共団体で運用が異なっていた臨時・非常勤職員制度について、全国的に適正な任用確保のため、「会計年度任用職員」制度が創設され、採用方法や任期等が明確化されるとともに、法律上の措置として期末手当の支給が可能とされた。

京 都 府 の担当課	総務部 財政課 (075-414-4424) 知事直轄組織 人事課 (075-414-4138)
---------------	---

【国の事業等】

■概算要求 [総務省]

▶ 地方一般財源総額 64 兆円（令和元年度予算 62.7 兆円）

■京都府における地方交付税（基準財政需要額）に占める社会保障関係費の割合

社会保障関係費が増加する一方で、その他の経費に係る基準財政需要額は圧縮傾向。地方交付税を含む一般財源が伸び悩む中、その大部分を義務的な経費に充当せざるを得ず、自由度の高い財政運営が行えない状況

（単位：億円）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	H31-H27
社会保障関係	1,304 (29.8%)	1,330 (30.5%)	1,367 (31.2%)	1,380 (31.5%)	1,413 (32.1%)	109 (1.5%)
その他	3,078 (70.2%)	3,027 (69.5%)	3,009 (68.8%)	2,996 (68.5%)	2,986 (67.9%)	▲ 92 (▲4.9%)
合 計	4,382 (100.0%)	4,357 (100.0%)	4,376 (100.0%)	4,376 (100.0%)	4,399 (100.0%)	17 (100.0%)

（※1）社会福祉費、衛生費、高齢者保険福祉費の合計値で

（※2）府費負担教職員制度の見直しに係る影響額を除く

■地方税の偏在是正に係る経過等

・特別法人事業税・譲与税の創設（㊸改正）

消費税率 10 % 段階において復元される法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税（国税）とした上で、人口を譲与基準としてその全額を都道府県に譲与

・法人住民税法人税割の交付税原資化

消費税率引上げの各段階で、地域間偏在是正のため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化。不交付団体の水準超経費を削減し、地方財政計画の歳出に計上

（単位：億円）

	影響額		備 考
	京都府	全国計	
特別法人事業税 譲与税の創設	25	0	H29決算ベース
法人住民税 法人税割	▲ 57	▲ 9,544	H30当初ベース (全国分は地財ベース)

■法人事業税の収入金額課税制度 電気・ガス供給業

・減収見込額 地方全体で約 1,500 億円→京都府約 30 億円（㊹シェア 1.8%）

■ゴルフ場利用税 本府税込 7 億円（平成 30 年度）。うち 7 割を所在市町村に交付

・文科省の R2 税制改正要望で、府の収入相当分に対する非課税措置を要望

■会計年度任用職員制度導入に係る京都府の状況

・現在、会計年度任用職員の最終的な制度設計を進めているが、新たな財政負担となる期末手当等の支給には、国による地方財政措置が不可欠

・期末手当等の支給に伴う人件費増加額は最大約 11 億円と想定

〔対象職員に 2.6 月分の期末手当を支給した場合の試算額〕

※平成 30 年度任用実績ベース